

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 しずてつストア田町店
- (2) 届出日 平成19年1月25日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(提出された意見)

幅員が約6Mと狭く、通学路に指定されている店舗北側道路の歩行者・自転車通行者への安全確保対策を示してほしい。

届出計画及び大店立地法第14条に基づく報告によると、店舗北側道路の歩行者・自転車通行者への安全確保対策として、店舗側に1m~1.5m(最小箇所1m)セットバックし自由通路を設置するとし、車両が相互通行する場合などに通行する自転車が自由通路側に緊急避難できるように、公道との境界の段差は、自転車が利用する場合転倒等が懸念されるため、円形側溝とすること等で極力段差を解消し、自由通路側に、自転車を乗り入れできるようにすることが示されている。

また、道路両側に白線で路側帯の路面表示及び自由通路はカラー舗装を行うことにより、自転車通行者・歩行者と来退店車両との動線の区分けを行うこととしている。

さらに、店舗北側道路内の電柱2本を敷地内に移設することにより、歩行者・自転車通行者等の安全確認に十分な視界を確保し、さつま通りを横断する歩行者・自転車通行者が信号待ちしやすいように、店舗北東部分の隅切りを行うこととしている。

以上のことから、合理的な範囲内で最大限の必要な配慮がなされているものと判断した。

② 店舗内の排水計画について変更してほしい。

店舗内の排水問題等は大型小売店舗の特性によるものでなく、一般的な問題であり法の指針の範囲外となるため、市意見の対象としない。

なお、平成19年3月31日開催された「しずてつストア田町店新築工事に伴う近隣住民説明会（任意的説明会）」議事録において、排水計画が変更されていることを確認している。